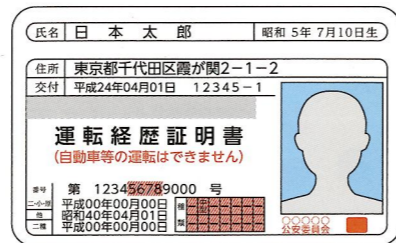


「ながら運転厳罰化」以外の主な改正点は？

1 免許失効者も「運転経歴証明書」を取得できます！ ● 交付申請は住所地の都道府県内で行うことにー

改正前は、運転免許証の代わりに公的な本人確認書類として生涯使うことができる「運転経歴証明書」の交付を申請することができるのは、運転免許証の自主返納をした人だけでしたが、改正後は、**運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した人も**交付申請が可能になりました。



- ※ 交付申請は、運転免許証の自主返納や免許失効の後5年以内に限られます。
- ※ 改正施行前に免許が失効した人も交付申請は可能です。ただし、平成28年(2016年)4月1日以降の免許失効に限られます。

また、改正前、「運転経歴証明書」の交付申請は、運転免許証の自主返納を行った都道府県内の所定の場所で行いましたが、改正後は、免許失効者も含め、住所地の都道府県内で交付を申請することになりました。

- ※ 改正前の規定では、運転免許証の自主返納後に別の都道府県に住所を変更した人は、元の住所があった都道府県にまで出向いて「運転経歴証明書」の交付申請を行わなければなりません。

高齢などにより運転に自信がなくなった人は、運転免許証の自主返納も考えましょう！

2 「運転免許証再交付」の対象が拡大されました！ ● 住所・氏名や写真の変更などでも再交付可能にー

改正前に運転免許証の再交付を申請できるのは、免許証をなくしたり汚したりした場合などに限られていましたが、改正後は、以下の場合も再交付の申請ができるようになりました。

- 1 住所や氏名など運転免許証の「記載事項変更」の届出をした場合
 - 2 「免許条件」を新たに付加されたり、「免許条件」が変更された場合
 - 3 運転免許証の裏面にある備考欄に「記載事項変更」や「免許条件の付加・変更」の記載がある場合
 - 4 運転免許証の写真を変更しようとする場合
- 「免許条件」とは、ドライバーの身体の状態や運転技能に応じて免許に付される条件のことで、たとえば、義足を使用して運転することや運転可能な車両総重量等を限定することなどです。
 - 「記載事項変更」の届出や「免許条件の付加・変更」が行われた場合、免許証の備考欄に変更内容が記載されますが、改正後は、上記の通り、申請すれば免許証の再交付が可能です。

※ 「運転経歴証明書」についても、紛失・汚損などの場合に加え、改正後は、上記①③④と同様の場合に再交付申請が可能になりました。

その他の改正

● 保育施設などで使われる大型の「駆動補助機付き乳母車」の歩道通行が可能になりました！
改正前、大きさが一定の基準を超える大型の駆動補助機付き乳母車を押して歩道を通行することはできませんでしたが、改正後は、特定の経路を通行することなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことについて、通行場所を管轄する警察署長の確認を受けた場合、歩道通行が認められます。

※ 幼児を複数乗せることができる大型の乳母車は保育施設などで使われていますが、こうした乳母車は車体が重く、また、幼児の体重も加わるため、これを押して歩く保育士などには大きな負担になります。そこで、現在、人の力を電動で補助する駆動補助機付き乳母車がすでに開発されていますが、改正前は、長さ120cmなどの大きさを基準を超える駆動補助機付き乳母車は軽車両とみなされ、歩道を通行することができませんでした。

● 電動バイクのうち定格出力20kW超のものが「大型自動二輪車」に区分され、運転するには「大型二輪免許」が必要になりました！

ただし、改正前に定格出力20kW(キロワット)超の電動バイクを普通二輪免許で運転していた人は、経過措置として、改正後1年間は大型二輪免許の取得が猶予されます。

令和元年(2019年)12月1日施行 道路交通法一部改正

ながら運転、厳罰化

携帯電話で
通話しながら…



携帯電話の画面を
注視しながら…



カーナビの画面を
注視しながら…



罰則(懲役・罰金)、
反則金、違反点が
すべて強化！

詳しくは中面をご覧ください

事故などがあった場合は、
即、罰則適用、
免許停止に！

運転経歴証明書や免許証再交付に関する規定も改正されました！

河内長野交通安全自動車協会

改正施行後、「ながら運転」の処罰・処分は怎么样了？

運転中に携帯電話などを使用すると、
罰則等によって、厳しく処罰・処分されます！

- 対象** ①携帯電話などを手に持って通話した。
②携帯電話などを手に持って画面を注視した。

※①の「携帯電話など」は、手に持たなければ送信・受信ができない無線通話装置が該当し、トランシーバーなどを含みます。(以下同じ)
※②の「携帯電話など」には、タブレット端末や携帯型ゲーム機などを含みます。(以下同じ)
※カーナビなどの画面の注視は禁止行為ですが、罰則等の適用は、「交通の危険」を生じさせた場合に限りです。(右ページ参照)

1 罰則に懲役刑(6月以下の懲役)が新設されました！ ●改正前は「5万円の罰金」が最高刑—

■運転中に携帯電話などを手に持って通話したり画面を注視したりする「ながら運転」をした場合、改正前に適用されていた罰則では、最高でも「5万円の罰金」による処罰にとどまっていたが、改正後は、罰則に「懲役刑」が新設され、**最高で「6月の懲役」**で処罰される可能性があります。また、**罰金刑も「5万円以下」から「10万円以下」に引き上げ**られました。

※所定の「反則金」を納付した場合、罰則の適用は免除されます。



2 反則金と違反点が大幅に引き上げられました！ ●普通自動車の反則金は、改正前の3倍に増額—

■納付によって罰則適用が免除される「反則金」の額が大幅に引き上げられ、たとえば、普通自動車の場合、改正前の3倍に相当する1万8,000円に増額されました。

■また、免許の処分(停止・取消し等)の基準となる「違反点」が**1点から3点に引き上げ**られました。

●「ながら運転」をした場合(携帯電話使用等(保持))の罰則等

改正前は…

- 罰則 5万円以下の罰金
- 違反点 1点
- 反則金 大型 7,000円
普通 6,000円
二輪 6,000円
原付 5,000円

厳罰化

改正後は…

- 罰則 6月以下の懲役
または10万円以下の罰金
- 違反点 3点
- 反則金 大型 25,000円 普通 18,000円
二輪 15,000円 原付 12,000円

※「大型」は大型・中型・準中型・大型特殊自動車、「普通」は普通自動車、「二輪」は大型・普通自動二輪車、「原付」は原動機付自転車と小型特殊自動車。

携帯電話の使用などにより「交通の危険」を生じさせると、
さらに厳しい処罰や処分を受けることになります！

- 対象** ①携帯電話などを手に持って通話し、事故などの「交通の危険」を生じさせた。
②携帯電話などを手に持って画面を注視し、事故などの「交通の危険」を生じさせた。
③カーナビやカーテレビなどの画面を注視し、事故などの「交通の危険」を生じさせた。

※③の「カーナビやカーテレビなど」には、車載装置に限らず、車内に固定した携帯電話などの画像表示用装置を含みます。

1 罰則適用が免除される反則金の適用がなくなり、 罰則(懲役や罰金)が即、適用されます！

■携帯電話の使用やカーナビの画面注視などによる「ながら運転」をして、事故などの「交通の危険」を生じさせた場合、改正前は、反則金の納付をすれば「ながら運転」の罰則(懲役・罰金)の適用が免除されていましたが、改正後は、「反則金」の適用がなくなり、即、罰則が適用されることになりました。

■適用される罰則も同時に強化され、その最高刑は、「**3月の懲役**」から「**1年の懲役**」に引き上げられました。また、**罰金刑も「5万円以下」から「30万円以下」に引き上げ**られました。



2 違反点が大幅に引き上げられ、 1回の違反で、免許停止になります！

■「違反点」が**2点から6点に引き上げ**られました。この改正により、以前に違反行為等がないドライバーでも、「ながら運転(交通の危険あり)」を1回しただけで、「免許停止」の処分を受けることになりました。

■なお、改正後に「ながら運転」によって死傷事故を起こすと、「免許仮停止」処分の対象になります。

※「免許仮停止」とは、警察署長が、免許の取消しや停止の処分を待たずに、事故発生日から起算して30日を経過する日を期限として、免許の効力を停止する処分のことです。

●「ながら運転」をして「交通の危険」を生じさせた場合(携帯電話使用等(交通の危険))の罰則等

改正前は…

- 罰則 3月以下の懲役
または5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金 大型 12,000円 普通 9,000円
二輪 7,000円 原付 6,000円

厳罰化

改正後は…

- 罰則 1年以下の懲役
または30万円以下の罰金
- 違反点 6点(免許停止)
- 反則金 なし(即、罰則適用)

※「大型」は大型・中型・準中型・大型特殊自動車、「普通」は普通自動車、「二輪」は大型・普通自動二輪車、「原付」は原動機付自転車と小型特殊自動車。